

池田市地域分権推進基金条例

(設置)

第1条 池田市地域分権の推進に関する条例（平成19年池田市条例第20号。以下「条例」という。）に基づく地域分権の基本的な理念に則り条例第4条第1項の地域コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）が提案する事業（条例第5条第1項に規定する事業をいう。以下同じ。）及び地域分権の推進に要する経費に充てるため、池田市地域分権推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て等)

第2条 市長は、毎年度予算の定めるところにより、各協議会の事業提案について市長が定める額（以下「事業提案限度額」という。）から当該年度において各協議会が提案する事業に係る予算額を差し引いた額のうち、各協議会が当該年度の翌年度以後の年度において提案する事業に要すると認める額の総額を基金に積み立てるものとする。

2 市長は、前項の積み立てる額が確定したとき及び事業提案限度額を定めたときは、その旨を規則で定めるところにより告示しなければならない。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入し、又は第1条に規定する経費に充てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期

間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(区分経理)

第6条 市長は、第2条第1項の規定により積み立てられた現金については、協議会ごとに区分して経理しなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、第4条の規定により基金に編入された収益その他の現金については、別途区分経理しなければならない。

(処分)

第7条 協議会が事業を提案する年度（以下「提案年度」という。）の前年度以前10年度内の各年度に係る前条第1項の現金については、提案年度において協議会が提案する事業の経費のうち、提案年度における事業提案限度額を超える部分に係る経費に充てる場合に限り、処分することができる。この場合において、当該各年度のうち最も古い年度に積み立てられた現金から順次処分するものとする。

2 前項前段の規定によるもののほか、前条第1項の現金（提案年度の前年度以前10年度を超える年度に係るものに限る。）及び同条第2項の現金については、地域分権の推進に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。